

役員選任規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）の定款第5章に定める役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、法令または本協会定款に定めるもの
他、この規程の定めるところによる。

(理事候補者の推薦)

第2条 理事候補者については、次の各号に定める者の中から、理事会が社員総会に推薦するものとする。

- (1) 本協会正会員
- (2) 本協会正会員2名以上の推薦を受けた個人

(監事候補者の推薦)

第3条 監事候補者については、次の各号に定める者の中から、理事会が社員総会に推薦するものとする。

- (1) 本協会正会員
- (2) 本協会正会員2名以上の推薦を受けた個人

(役員を選任及び任期)

第4条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 理事全体に占める外部理事の割合を25%以上、女性理事の割合は40%以上を目標とする。
- 5 役員任期は定款第23条に定めるとおりとし、再任回数の上限については5期とする。

(定年制)

第5条 理事及び監事は、その選任時において、年齢が70歳未満でなければならない。

(その他)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決による。